

生活支援サービス重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先		
事業者の名称	フリガナ カブシキガイシャソラスト	
	株式会社ソラスト	
事業者の所在地	〒108-8210	
	東京都港区港南二丁目15番3号	
事業者の連絡先	電話番号	03-3450-2610
	FAX番号	03-3450-2612
	ホームページアドレス	http://solasto-kaigo.com/
事業者の代表者名	代表取締役 野田 亨	

2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先		
事業主体の名称	フリガナ カブシキガイシャソラスト	
	株式会社ソラスト	
事業主体の主たる事務所の所在地	〒108-8210	
	東京都港区港南二丁目15番3号	
事業主体の連絡先	電話番号	03-3450-2610
	FAX番号	03-3450-2612
	ホームページアドレス	(有) http://solasto-kaigo.com/
		無
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名	野田 亨
	職名	代表取締役
事業主体が行っている主な事業等	医療関連受託事業、介護・保育事業 等	

3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先		
住宅の名称	フリガナ セラビコガネイ	
	せらび小金井	
住宅の所在地	〒184-0015	
	東京都 小金井市貫井北町三丁目37番6号	
住宅の連絡先	電話番号	042-380-7380
	FAX番号	042-380-7381
	ホームページアドレス	https://solasto-kaigo.com/service/home/koganei
住宅の管理者名	木下 宏美	
住宅の開設年月日	平成27年2月1日	
居住の契約方式	普通賃貸借契約	

4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等

ご利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、以下の基本サービスを提供いたします。
ご利用者が介護や医療を必要となった場合は、円滑に介護サービスや医療サービスを受けられるよう、区市町村や協力医療機関と連携を図ります。なお、入居者は医療機関を自由に選択できます。

住宅で対応できる医療的ケアの内容

日中（9：00～18：00）において看護職員を配置しています。
看護職員の配置時間において可能な医療行為についてはご相談に応じます。
また、協力医療機関等との連携による対応が可能な場合があります。

基本サービス（入居者様全員が受けるサービスです。）

サービスの種類	料金（税込）	（提供方法・提供者）
状況把握（安否確認）	49,500円 ／月額	毎日、朝夕2回各住戸に伺い安否の確認を行い、記録します。 ※提供者：株式会社ソラスト
生活相談		日常生活を送る中で、お困りのこと、介護度が重くなった場合のご不安等について、ご相談をお受けします。 ※提供者：株式会社ソラスト
緊急時対応		・24時間365日対応します。 ・各住戸のベッドサイド、トイレ、浴室に設置してあるナースコールを押していただければ、事務室及び職員が携帯しているPHSにて受信し、その場で対話が可能です。 ・状況に応じて職員が駆けつけ、必要な対応（家族への連絡、救急隊の要請等）を行います。 ※提供者：株式会社ソラスト

上記以外の生活支援サービス等

（本住宅では以下のサービスを入居者様に選択していただくことができます。なお、入居者様の希望により、他のサービス事業者を利用することもできます。）

サービスの種類	料金（税込）	（提供内容・方法・提供者）
食事提供サービス	73,440円 ／月額	・食費（食材料費＋厨房運営費）は月単位での請求となります。 ・食費：月額73,440円（30日の場合） [朝食691円、昼食814円、おやつ129円、夕食814円] ・提供時間の目安（朝食7～8時頃、昼食12～13時頃、夕食18～19時頃） ・食事は、住宅内の厨房にて専属の調理員により調理いたします。 ・キャンセルは職員にお知らせ下さい ＜3日前（当日を含む）15時まで＞ 半額（厨房運営費）ご負担いただきます。 ＜3日前（当日を含む）15時以降＞ 手配が済んでおりますので、喫食の有無に関わらず食したものととして全額をご負担いただきます。 ・厨房運営費はご不在の場合でもご負担いただきます。ただし、当該月（1日～末日）を通じて不在の場合は、厨房運営費はご負担いただきません。また、経管栄養等により食事のお申し込みのない場合もご負担いただきません。 ・嗜好に応じた特別食サービス：都度相談させていただきます。（実費） ※提供者：HITOWAフードサービス株式会社 【消費税軽減税率の説明】 消費税軽減税率制度における飲食料品の提供については、1食につき690円以下で、その累計額が一日2,070円に達するまでの食費が該当し、軽減税率（8%）が適用されます。 当住宅では、朝食・おやつが軽減税率（8%）の対象となります。 ※説明文中の金額は税別で表記しています。
住戸内の清掃サービス	550円 ／1回（15分）	・居室内の清掃を行います。 （換気扇、エアコン等電子機器については専門業者に依頼となるため別途実費負担） ※提供者：株式会社ソラスト
リネン貸出しサービス	6,390円 ＋防水シート ／1ヶ月 （30日）	・住戸内における ①1日68円…寝具（掛布団、枕、ベッドパッド）、リネン（布団カバー、シーツ、枕カバー）の貸出し ②1枚157円…防水シーツの貸出し ③1日145円…タオル類（バスタオル、フェイスタオル、おしぼりタオル）の貸出しおよび日用品類（ボックスティッシュ、トイレトペーパー）の提供を行います。 ■提供者（委託業者）にて特殊洗濯を行い、滅菌・消毒を施しご提供させていただきます。 ※提供者：株式会社関東メディカル
リネン交換サービス	550円 ／1回（15分）	・寝具（シーツ、布団カバー、枕カバー等）の交換を行います。 ※提供者：株式会社ソラスト
外出付添サービス（通院介助等）	1,100円 ／30分毎	・買物や病院の通院などの付添いに職員1名が同行します。 （交通費は同行職員分を含め、別途実費負担） ※提供者：株式会社ソラスト

代行サービス (買い物・役所手続き等)		1,100円 ／30分毎	・住宅職員が買い物および役所手続きの代行を行います。 (代行する職員の交通費は別途実費負担) ※提供者: 株式会社ソラスト
入浴サービス		1,100円 ／1回	・介助が必要な場合は介助を行います。 ※提供者: 株式会社ソラスト
その他有料サービス		550円 ／1回(15分)	・介護保険で対応できない身体介護、生活援助を必要に応じて行います。 ※提供者: 株式会社ソラスト
その他	お見舞いサービス	無料	・入院時には必要に応じてお見舞いにお伺いします。 ※提供者: 株式会社ソラスト
	訪問理美容サービス	実費	・住宅内で理美容サービスを行います。事前にお申し込みください。 ※提供者: 訪問理美容業者(施術)
	来訪者の 宿泊サービス	実費	・来訪者が宿泊する際リネン類の貸出ができます。(540円／1組) ・来訪者に対する食事の提供 (利用者サービスと同メニュー、利用者提供の1食単価に100円加算) 食事の提供に関しては前日13時までにお申し込みください。 ・管理者が認めた場合を除き宿泊は1ヶ月につき連続する3日(2泊)を上限とします。 ※提供者: 株式会社ソラスト ※提供者: 株式会社関東メディカル(リネン)

医療連携の内容

協力医療機関	1	名称	医療法人社団浩央会 東小金井さくらクリニック
		住所	東京都小金井市東町四丁目37番26号
		診療科目	内科、呼吸器内科、循環器内科、内分泌・代謝内科、膠原病科、消化器科、整形外科、泌尿器科、婦人科、乳腺外科、アレルギー科、漢方内科、リハビリ科
		協力内容	往診、受診、緊急時対応、医療相談 (医療費その他の費用は入居者の自己負担)
協力医療機関	2	名称	社会福祉法人聖ヨハネ会 桜町病院
		住所	東京都小金井市桜町一丁目2番20号
		診療科目	内科、精神・神経科、外科、整形外科、脳神経外科、眼科、ホスピス科 他
		協力内容	受診、緊急時対応、医療相談 (医療費その他の費用は入居者の自己負担)
協力医療機関	3	名称	医療法人社団平都会 府中みどりクリニック
		住所	東京都府中市片町二丁目20番3号サンノブル1F103号室訪問診療部
		診療科目	訪問診療
		協力内容	往診、受診、緊急時対応、医療相談 (医療費その他の費用は入居者の自己負担)
協力歯科医療機関		名称	大沢歯科医院
		住所	東京都小金井市貫井北町三丁目38番18号
		協力内容	歯科診療、歯科医療相談 (医療費その他の費用は入居者の自己負担)

5. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法	
請求書を毎月28日までに入居者様に送付します。 請求内容は、基本サービス: 当月分、選択サービス: 前月分となります。 (別紙「利用料金およびサービス一覧表」参照)	
支払方法	
請求月の翌月6日に金融機関預金口座自動振替方式。(金融機関が休日の場合は翌営業日)	

6. 苦情に対応する窓口等

苦情に対応する窓口等の状況					
窓口の名称	せらび小金井 苦情相談窓口				
電話番号	042-380-7380				
対応している時間	平日	9時	00分	～	18時 00分
	土曜	時	分	～	時 分
	日曜	時	分	～	時 分
	祝日	時	分	～	時 分
定休日					
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応					
具体的な対応	- 生活支援サービスの提供に伴い、利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかに必要な対応（家族連絡、救急車の要請等）を行います。 - 事業者の過失が明らかな事故による損害は、速やかに損害を賠償します。ただし、事業者の過失が認められない、または、明らかでない場合、事業者は損害賠償責任の免除、減額をされる場合があります。 - 事故発生時の対応については、東京都都市整備局、福祉局、区市町村に報告します。				
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況					
あり	実施日	基本的に毎年、初秋頃			
	結果の開示	あり 2 なし			
2 なし					

7. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等	
外出・帰宅及び家族等の来訪の制限はありませんが、外出及び外泊については事前に住宅職員へ連絡して下さい。	
共用施設の利用について	
浴室	共用浴室を使用される場合は、希望する使用時間を事前にお知らせ下さい。事前に他の利用者による予約が入っているなど、希望に添えない場合があります。
共用キッチン	共用キッチンの利用については、希望する使用時間を事前にお知らせ下さい。事前に他の利用者による予約が入っているなど、希望に添えない場合があります。

8. 契約の解除内容等

入居者からの解約		
利用者は事業者に対して、解約する30日前までに文書にて解約の申し出を下記連絡先に通知することで、本契約を解約することができます。		
契約解約時の連絡先	名称	せらび小金井
	電話番号	042-380-7380
事業者からの解除		
事業者は、利用者が次の各号に該当する場合、90日の予告期間をもって、この契約を解除することができます。ただし、事業者は解除通告をするにあたり利用者及び家族等に説明を行い、可能な限り転居先を探す協力をします。 ①事前の説明なく利用料その他、利用者の支払うべき費用を60日分滞納し、事業者が催告したにもかかわらず滞納額の全額の支払いがないとき ②利用者及び家族等が、故意に、法令等及び本契約の条項に違反し、かつ改善の見込みがないとき。 ③当該利用者の言動が、他の利用者の生活または健康や財産等に重大な影響を及ぼす恐れがあり、当該住宅における通常の生活支援方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると認められる場合、または当該住宅及び、その設備等を損傷する行為を反復したとき。この場合、事業者は一定の観察期間を設け、主治医及びサービス提供スタッフ等の意見を聴取するなどの手続きを実施します。なお、他の利用者の財産、心身の健康等に被害が生じた場合には、被害を受けた利用者に対する損害賠償が発生する可能性がありますのでご注意ください。		

9. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況	
(有)	無 (施設賠償責任保険(東京海上日動火災保険株式会社加入))

説明年月日

年 月 日

□□□□〔入居者氏名〕様に対して、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

登録事業者名 東京都港区港南二丁目15番3号

所在地 株式会社ソラスト

代表者名 代表取締役 野田 亨

管理者氏名 木下 宏美 印

説明者氏名 印

私は上記事業者から、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

署名 印

サービス付き高齢者住宅

せらび小金井 利用料金およびサービス一覧表

【利用料金】

2025年7月1日

項目	料金(税込)	備考
入居時	敷金 184,600円 (非課税)	退居時精算がある場合を除き全額返金します。 ※家賃2か月分
毎月の利用料金	家賃 92,300円 (非課税)	入退居月は1日分(*)の額に利用日数を乗算し請求します。 入院や外泊等による不在の場合も、全額ご負担いただきます。
	管理費 63,789円 (税込)	入退居月は1日分(*)の額に利用日数を乗算し請求します。 入院や外泊等による不在の場合も全額いただきます。 ※管理費は以下に充当します。 ・委託費 (E V保守管理、消防用設備保守管理、ごみ処理等) ・維持管理費 (空調・ハウスクリーニング、植栽刈込等) ・修繕費 (家具備品、建物設備等小規模修理等) ・水光熱費 (共用部、各住戸における電気・水道料) ・事務部門の人件費 ・その他
	生活支援サービス費 49,500円 (税込)	入退居月は、1日分(*)の額に利用日数を乗算し請求します。 入院等により入居中の当該月(1日～末日)を通じて不在となる場合は、費用負担はありません。 ※安否確認、生活相談、緊急時対応サービス費用
自己選択による利用	食費 (食材料費+厨房運営費) 30日の場合 73,440円 (税込)	【キャンセルの場合】 <3日前(当日を含む)15時まで> 半額(厨房運営費)ご負担いただきます。 <3日前(当日を含む)15時以降> 手配がすんでおりますので、喫食の有無に関わらず食したものととして全額をご負担いただきます。 ・厨房運営費はご不在の場合でもご負担いただきます。 ただし、当該月(1日～末日)を通じて不在の場合は、厨房運営費はご負担いただきません。また、経管栄養等により食事のお申し込みがない場合もご負担いただきません。
	朝食 1食 691円 (税込)	
	昼食 1食 814円 (税込)	
	おやつ 1食 129円 (税込)	
	夕食 1食 814円 (税込)	【消費税軽減税率の説明】 消費税軽減税率制度における飲食用品の提供については、1食につき690円以下で、その累計額が一日2,070円に達するまでの食費が該当し、軽減税率(8%)が適用されます。 当住宅では、朝食・おやつが軽減税率(8%)の対象となります。 ※説明文中の金額は税別で表記しています。

利用料金合計	279,029円	※食費は、1ヶ月30日として計算 ※他にリネン類貸出し等費用が発生する場合があります。
--------	----------	--

自己選択による利用	リネン類貸出し等費用	①1日 68円 (税込) (30日計算)2,040円	【内容】 ①寝具セット(掛布団、枕、ベッドパッド)、リネン(布団カバー、シーツ、枕カバー)の貸出し ②防水セット貸出し ③タオル類(バスタオル、フェイスタオル、おしぼりタオル)の貸出しおよび日用品類(ボックスティッシュ、トイレトペーパー)の提供 注1. ①③は利用日数に応じた請求となります。 (入退居月及び入院時等の不在期間は利用日数から除きます。) 注2. リネン類を持ち込む場合は、1年に1回以上専門業者による寝具のクリーニング、1週間に1回以上の布団類の洗濯の実施をお願いします。
		②1枚 157円 (税込)	
		③1日 145円 (税込) (30日計算)4,350円	

その他	公共料金	NHK受信料、固定および携帯電話の利用料金、インターネット使用料等の費用は実費による自己負担となります。
	ご入居者及びご家族等の希望により提供する特別なサービスについては随時ご相談ください	
	金銭管理	基本的に行いません。管理者が認めた場合に限り、別途覚書に基づき実施します。
	来訪者食事	食事提供：上記1食あたりの額に100円を加算

